

静岡市における猛暑対策の取組について

本市では、年々厳しさを増す猛暑への対策として、現場の安全確保と工事の円滑な進行を両立させる取組を推進しています。主な取組は次のとおりです。

◎猛暑(熱中症)対策費用の計上

土木	・作業員個人に対する熱中症対策に係る費用について、現場管理費の補正を行っています。 (対策例)空調機能付き作業服、冷感スプレー、塩飴、スポーツドリンク等 ・現場における施設や設備に対して実施される熱中症対策に係る費用について、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費として適切に対応します。 (対策例)スポットクーラー、送風機、日よけテント、ミストファン、製氷機等
建築	・一般的な熱中症対策(作業場用扇風機・換気用送風機、給水器、製氷機、熱中飴・タブレット等の常備、空調服、WBGT値計測器等)は共通仮設費率及び現場管理費率に含まれており、当初工事費積算に計上されています。 ・その他熱中症対策に係る費用について、対策の妥当性を確認の上、適切に対応します。

◎猛暑日を考慮した適正な工期設定

・建設工事及び建設業関連業務のうち外業を伴うもの(※工事及び業務の外業作業が6月から9月に稼働するもの)を対象に、猛暑日の休工を考慮した工期設定を行っています。

◎熱中症発生時の対応を明確化

・工事等事故対応マニュアル(令和8年8月)において、熱中症発生後の対応を追加しました。

本件については、市HPにも掲載していますが、ご相談・ご不明点がございましたら、担当監督員または技術政策課までお問合せください。

また、その他のご要望・ご提案も積極的にお寄せください。現場の実態を踏まえ、柔軟な対応を進めてまいります。